

平成31年4月15日設定

東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会設置要領

(設置)

第1条 東村山市の児童館・児童クラブ運営について、本事業を取り巻く現下の社会状況等に鑑み、今後の運営体制等の方針を定めるにあたり、東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要領において「児童館」とは、東村山市立児童館条例（平成2年東村山市条例第18号）第2条に掲げる児童館のうち、育成室及び分室を除いた施設をいう。

2 この要領において「児童クラブ」とは、同条例第3条第2項に基づき、児童館の育成室及び分室において行う放課後児童健全育成事業をいう。

(所掌事項)

第3条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行い、その検討結果を市長に提言するものとする。

(1) 東村山市の児童館・児童クラブ運営について、今後の運営体制等の方針に関する事項

(2) その他、東村山市の児童館・児童クラブ運営のあり方に関して必要な事項

(構成)

第4条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

(会長等)

第5条 検討会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から市長に対して提言する日までの期間とする。

(委員の責務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 委員は、検討会の公平性及び中立性を損なうことのないよう、検討対象となる施設及び関係者との関与につき、十分な配慮をしなければならない。

(会議等)

第8条 検討会は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討会の議事は、会長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第9条 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第10条 検討会に出席した委員及び前条の規定に基づき出席を求められた者で、必要があると認められる者に対しては、報償を支払うことができる。ただし、東村山市職員及び指定管理者であるものを除く。

(公開)

第11条 検討会の会議は、東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、原則として公開とする。

(庶務)

第12条 検討会の庶務は、子ども家庭部児童課において処理する。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

(施行及び廃止日)

第14条 この要領は、設定された日から施行し、市長に対して提言された日を以て廃止とする。

別表（第4条）

検討会委員

選出区分	選出要件等	人数
(1)学識経験者	児童館・児童クラブ事業に関する有識者	1人
(2)学識経験者	公共施設の管理・運営に関する有識者	1人
(3)学校関係者	学校運営における管理職経験者	1人
(4)児童クラブ保護者	東村山学童保育連絡協議会の推薦する者	1人
(5)民間事業者	当市の子育て施策に関する民間事業者	1人
(6)公募市民	市内児童館を利用している未就学児の保護者	1人
(7)公募市民	市内在住の20歳以上の者	1人

備考 第4号、第6号及び第7号の区分に該当する委員は、東村山市民に限る。